

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の趣旨

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき、市町村が作成する計画です。

子どもの年齢や発達に応じて、子どもと家族の意見が尊重される中で、その最善の利益が考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、必要な福祉サービスの給付やその他の支援に関して数値目標を設定し、実現していく計画です。

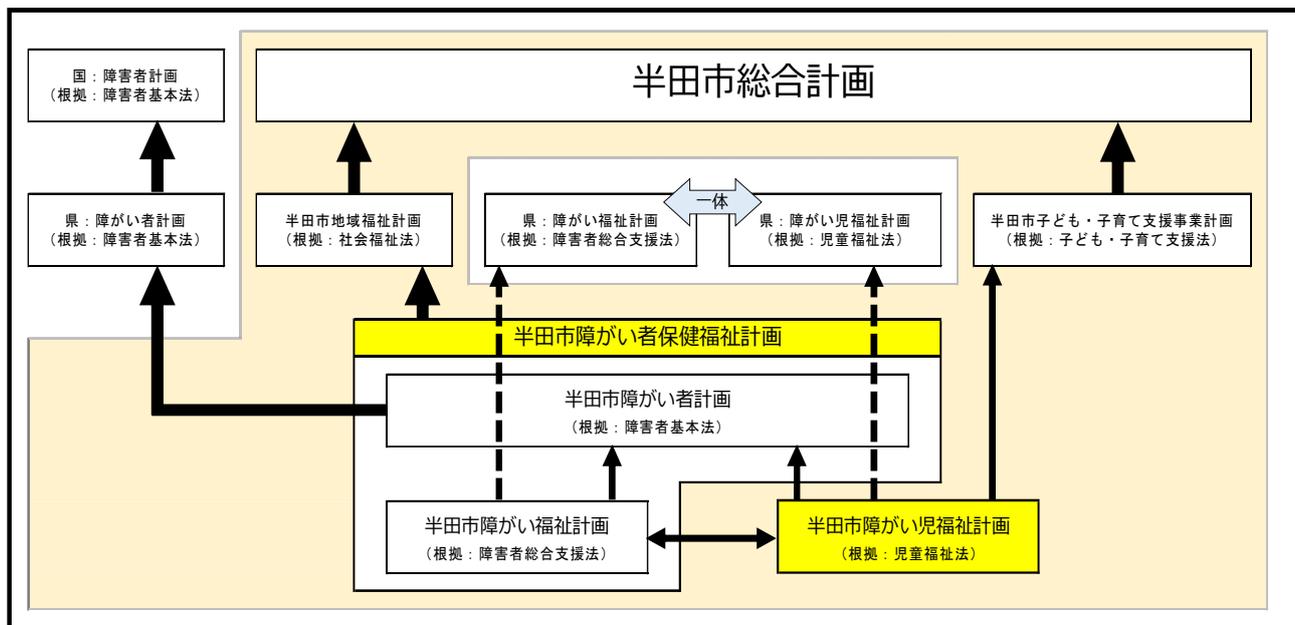
令和3年3月に策定した第2期計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）の計画期間の満了に伴い、本計画の策定を行うものです。

令和5年度に第2期計画の評価を行い、残された課題については、本計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）に適切に盛り込むとともに、国の基本指針に即して、障がい児支援の提供体制の整備等に関する目標の設定を行っています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定する「子ども・子育て支援事業計画」及び障害者基本法第11条に基づき策定する「障がい者計画」の双方を上位計画に持つ計画です。

策定にあたっては、双方の上位計画と整合を図りながら、具体的な施策を設定しています。



3. 計画の期間

第3期計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

4. 計画の策定体制と推進体制

「半田市障がい児福祉計画庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）」を策定の場とし、現状の課題の抽出に関して「半田市障がい者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）」と連携しながら実施しました。

「庁内検討会議」の下部組織として「障がい児福祉計画庁内検討部会」を設置し、「自立支援協議会」の各専門部会等と連携しながら、計画策定に必要な調査、施策の検討に関する具体的な協議を行いました。

なお、計画策定後における具体的な施策の推進に関しても、同様の体制で実施します。

